

発議案第5号

政党助成金を廃止するよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年3月6日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	植 田 進	㊟
賛成者	八千代市議会議員	伊 原 忠	㊟
	同	堀 口 明 子	㊟

## 提案理由

国に対し、政党助成金を廃止するよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 政党助成金を廃止するよう求める意見書

1995年から開始された政党助成金は、赤ちゃんからお年寄りまで、国民1人当たり250円（総額約320億円）もの税金を政党に配分するものである。「カネで政治をゆがめる」企業・団体献金をなくすために、税金で政党の活動費を援助するのが導入の最大の理由とされた。しかし、これは支持もしていない政党に、国民が強制的に献金させられることであり、憲法が保障する「国民の思想・信条の自由」を侵害するものと言わなければならない。

さらに、政党助成金が導入されて20年になるが、いまだに企業・団体献金はなくなり、国民の税金と企業・団体献金の二重取り状態が続いている。

しかも、政党助成金は税金から支出されているにもかかわらず、政党助成法第4条に「用途について制限してはならない」と定められていることから、高級料亭での飲食代に使用されるなど、「政治とカネ」への政党としての感覚麻痺とも言える事態が進んでいる。また、政党助成金を受ける要件を満たすだけの、政党の理念も政策もない離合集散や党名変更が繰り返されている。

政治をゆがめる企業・団体献金の廃止や、国民の意思が反映されるためへの政治改革に何ら役立っていない「政党助成法」のために、巨額の税金が注がれていることは、とても国民の理解を得られるものではない。

よって、本市議会は国に対し、政党助成金を廃止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月20日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様  
総務大臣様